

令和7年度

学校いじめ防止基本方針



青森県立青森高等学校

目 次

1 学校いじめ防止基本方針	1
2 いじめとは	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本的な考え方	
(3) いじめの構造と動機	
(4) いじめの態様	
3 校内体制等	2
(1) いじめ防止対策委員会の組織と取組	
(2) いじめへの対処	
(3) いじめ防止のための年間計画	
4 いじめの未然防止	2
(1) 学業指導の充実	
(2) 特別活動、道徳教育の充実	
(3) 教育相談の充実	
(4) 人権教育の充実	
(5) 情報教育の充実	
(6) 保護者等・地域との連携	
5 いじめの早期発見	3
(1) いじめの発見	
(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	
(3) 教室・家庭でのサイン	
(4) 相談体制の整備	
(5) 定期的調査の実施	
(6) 情報の共有	
6 いじめに対する措置	3, 4
(1) 生徒への対応	
(2) 関係集団への対応	
(3) 保護者等への対応	
(4) 関係機関との連携	
7 ネットいじめへの対応	5
(1) ネットいじめとは	
(2) ネットいじめの予防	
(3) ネットいじめへの対処	

8 重大事態への対応	5～7
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態に対する平時からの備え	
(3) 学校の基本的姿勢	
(4) 重大事態を把握する端緒	
(5) 重大事態発生時の対応	
(6) 調査組織の設置	
(7) 対象生徒・保護者等に関する調査実施前の事前説明	
(8) 調査の進め方	
(9) 調査結果の説明・公表	
(10) 個人情報の保護	
(11) 調査結果を踏まえた対応	
(12) 再調査	
別紙1 いじめ防止対策委員会の組織と取組、いじめ発生時の対処	8
別紙2 いじめの未然防止・早期発見の取組	9
別紙3 いじめの未然防止・早期発見の取組のための職務別ポイント	10
別紙4 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン	11, 12
1 いじめられている生徒のサイン	
(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン	
(2) 校内でのサイン	
(3) 家庭でのサイン	
2 いじめている生徒のサイン	
別紙5 いじめへの対処	13
別紙6 いじめ防止のための年間計画プログラム	14
別紙7 いじめ防止対策の学校評価における位置付け	15
別紙8 いじめの態様【詳細】	16

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器等を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、年々複雑化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいるため、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかであってもしっかりと調査をして対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有し、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いろいろを晴らしたい)

(4) いじめの態様【詳細は別紙8】のとおりとする。

いじめの態様には、以下のものが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口を言われる。
- ②集団から無視されたり、仲間はずれにされたりする。
- ③叩く、こづく、蹴るなどの暴力的行為をうける。
- ④金銭や物品を要求される。
- ⑤金銭や物品を隠されたり、盗まれたりする。
- ⑥恥ずかしいこと、嫌なこと、危険なことを強要される。
- ⑦メールやSNS等で、虚偽の情報を流されたり、誹謗中傷をされたりする。

3 校内体制等

(1) いじめ防止対策委員会の組織と取組は【別紙1】のとおりとする。

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導をいじめ防止対策委員会を中心として行う。また、職務別ポイントを示して教職員全員で対応する。

(2) いじめへの対処は【別紙1】のとおりとする。

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を行う。

(3) いじめ防止のための年間計画は【別紙6】のとおりとする。

いじめ防止のための年間計画を定め、計画的に取り組む。

4 いじめの未然防止は【別紙2～3】のとおりとする。

いじめ問題への対応では、いじめを生まないための予防的取組が求められる。

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・学習面に不安を感じ、自信をなくしている生徒への支援体制づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりを目指した話し合う場面を設定する活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談委員会の定期的実施（毎月1回）
- ・ホームルーム担任による面談の定期的実施
(4月、夏季休業中、冬季休業中、2月 ※第三者面談、二者面談等含)

(4) 人権教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚と相手を多面的・多角的に捉え、互いに認め合える集団づくりを目指した教育の充実
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止の理解と意識高揚

(6) 保護者等・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知（入学式等での説明やホームページへの掲載）
- ・PTA時の情報公開
- ・保護者等アンケートの実施と情報提供

5 いじめの早期発見は【別紙2～3】のとおりとする。

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。

生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインや人間関係のトラブルを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見（積極的認知）

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ちいじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサインは【別紙4】のとおりとする。

(3) 教室・家庭でのサインは【別紙4】のとおりとする。

(4) 相談体制の整備

- ・生徒・保護者等・教職員に対して、相談窓口の設置、周知
- ・面談の定期的実施（4月、5月 ※長期休業中の三者面談、二者面談等）

(5) 定期的調査の実施

- ・学校生活アンケートの実施（5月、8・9月、11月、1・2月等）年4回

(6) 情報の共有

- ・一人で抱え込まず、悩みを相談しやすい環境づくりを目指し、報告・連絡・相談・確認等の情報共有の徹底
- ・教育相談委員会、職員会議等での情報共有
- ・気にかかる生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの措置は【別紙5】のとおりとする。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の痛みを共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題、自分事として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者等への対応

①いじめられている生徒の保護者等に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。また、じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して寄り添い、親身になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者等に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者等の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者等の協力が必要であることを伝える。
- ・家庭でも、生徒について、何か気づいたことがあれば学校に報告してもらう。

③保護者等同士が対立する場合など

- ・教員が間に入り関係調整に当たらなければならない場合もある。その際、学校内に第三者委員会【管理職・生徒指導保健部・部の顧問等】を設置し、支援する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①県教育委員会との連携：関係生徒への支援・指導、保護者等への対応方法・関係機関との調整

②警察との連携：心身や財産に重大な被害が疑われる犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携：家庭の養育に関する指導・助言・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携：精神保健に関する相談・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を、不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者等への啓発：フィルタリング・保護者等の見守りの推進
- ②情報教育の充実：情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握：被害者からの訴え・閲覧者からの情報・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対処：状況確認→状況の記録→いじめ防止対策委員会の開催、管理者への削除依頼、警察への相談

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①【心身財産重大事態】いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②【不登校重大事態】いじめにより当該学校在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

(2) 重大事態に対する平時からの備え

- ①全ての教職員による、法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要の理解
- ②職員会議や教員研修等を通じた重大事態防止のための組織づくり
- ③生徒・保護者・関係機関への基本方針の説明（ホームページでの公表）
- ④学校の設置者との連携体制の構築
- ⑤関係機関への相談・通報に係る保護者等への事前周知
- ⑥重大化させないための早期発見・早期対応

(3) 学校の基本的姿勢

- ①対象生徒（被害生徒）・保護者の切実な思いを理解する。
- ②学校自身も調査対象であると認識をもち、対応を見つめ直す。
- ③調査だけに意識を向けず、対象生徒を守り通す決意で心のケアや支援を行うとともに、関係生徒（加害生徒）への指導と支援等に継続的に取り組む。
- ④いじめを犯罪行為として扱う場合には、所轄警察署等関係機関と連携して対処し、適切な援助を求める。
- ⑤重大事態に対する校内体制は、調査の実施・対応するチームと生徒への指導・支援を行うチームに分ける。
- ⑥対象生徒・保護者が調査を望まない場合であっても、学校としての対応を振り返り、検証することが必要となる。また、望まないことを理由として重大事態として取り扱わないことはあってはならない。調査対象の限定や再発防止策の検討を行うなど、調査方法の工夫する柔軟な対応は可能である。

(4) 重大事態を把握する端緒

- ①事実関係が確定した段階で重大事態と呼ぶのではなく、いじめにより重大な被害が生じたり、相当な期間欠席を余儀なくされたりした疑いの段階から重大事態となる。
- ②重大事態の判断は学校の設置者又は学校が行うが、判断が迷う場合には、両者協議のうえ判断する。また、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。
- ③生徒・保護者から申立てを受けた場合には、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、真剣に耳を傾けるとともに、組織として適切な対応につなげていく。
- ④申立てがあった時点で、二次的な問題の発生を未然に防ぎ、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

(5) 重大事態発生時の対応

- ①重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで、学校名、生徒氏名・学年、生徒の状況等を報告する。
- ②初動対応から学校は学校の設置者と情報を共有し連携して対応に当たる。また、調査主体は、学校の設置者が判断する。
- ③学校は、調査の実施に必要な資料等の収集、整理に取りかかり、いじめの通報や面談の記録、会議の議事録、学校の対応についての記録は、調査の基礎資料となる。
- ④アンケート含めたいじめに関する関係資料及び調査報告書の保存期間は5年とする。
- ⑤報道等への対応の担当者は管理職となる。

(6) 調査組織の設置

- ①調査主体を決めるのは、学校の設置者である。調査の主体が学校となった場合においても、学校の設置者は学校に対して必要な指導、適切な支援を行う。
- ②事実関係の確認や再発防止策の検討にとどまらず、対象生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的とする。
- ③調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

(7) 対象生徒・保護者等に関する調査実施前の事前説明

- ①調査を行う前に対象生徒・保護者への説明が必要であり、調査の目的、調査事項、調査組織の構成等について情報を共有し、円滑な調査の実施につなげる。
- ②説明において、同意を得るものと考えを伺うものなどを事前に整理し、説明時には、複数名が同席し、その役割に従い、説明・記録等を行う。その際、生徒に不安感を抱かせないよう配慮する。
- ③説明事項をリスト化し、対象生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」する。
- ④事前説明は、大きく2段階に分けて行う。重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項、調査組織の構成や調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。
- ⑤調査は責任追及や争訟への対応を目的としたものではないことに留意する。

(8) 調査の進め方

- ①事前に調査の目的・趣旨、調査事項の確認、調査方法・日程、結果の公表等について検討する。
- ②調査中に対象生徒が学校に復帰したり、途中で調査を辞めてほしい旨要望を受けたりなど状況が変化した場合においても、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策を検討する。

- ③調査組織の構成員等に対し、誓約書を書いてもらうなどして守秘義務に努める。
- ④重大事態調査の聞き取りにおいて、録音機器を使用する場合には、同意を得るとともに調査以外では聞き取り内容を活用しないことを説明する。
- ⑤学校が主体となってアンケートを行う場合には、実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象生徒・保護者の意向も確認する。
- ⑥新たな事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- ⑦対象生徒への重大な被害といじめとの関係性について、直接的な因果関係の説明が難しい場合であっても、何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行う。

(9) 調査結果の説明・公表

- ①基本的に、対象生徒・保護者に対しては、事実関係に関する資料の提示または提供し口頭で説明する。その際、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ②プライバシーや人権への配慮は必要であるが、個人情報を盾に説明を怠ってはならない。
- ③調査主体から、対象生徒・保護者に対して、地方公共団体の長等に所見書の提出が可能であることを説明する。
- ④関係生徒・保護者にも報告書の内容について説明を行う。その際、対象生徒・保護者の要望などがあれば、その意向を踏まえ該当箇所を伏せるなどの処理を行ったうえで説明する。
- ⑤調査報告書の公表の是非については当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表後の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(10) 個人情報の保護

- ①個人情報の取り扱いは、改正個人情報保護法に基づいて行う。
- ②調査主体や調査組織において、結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄も適切に行う。

(11) 調査結果を踏まえた対応

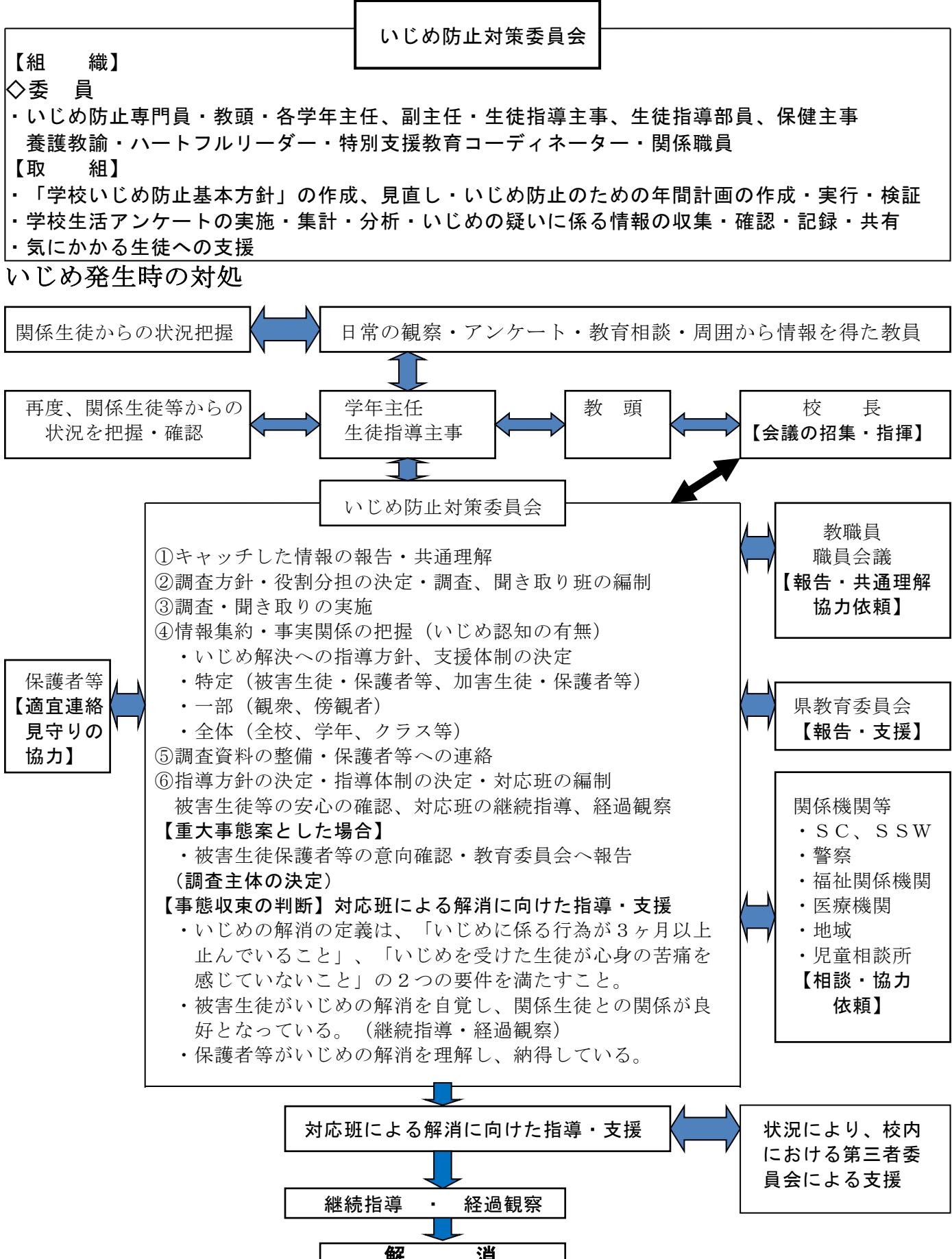
- ①調査結果を踏まえ、中長期的に対象生徒への支援や配慮、関係生徒に対する指導や支援が必要となる。
- ②いじめを行った生徒に対しては個別に指導を行い、対象生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。また、指導を行う際には、保護者に協力を依頼しながら行う。
- ③調査報告書の内容、提言された再発防止策について、いじめの防止及び早期発見・早期対応、組織的対応の徹底など対応の見直し、防止策の実施に取り組む。

(12) 再調査

- ①次のような場合には地方公共団体の長等から再調査を求められる。
 - ・調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼしうる新しい重要な事実が判明したと判断された場合
 - ・事前に対象生徒・保護者と確認した調査事項または調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、十分な調査が尽くされていないと判断された場合
 - ・公平性・中立性が確保されていないと判断され、かつ、対象生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- ②再調査は、調査結果について調査を行う。

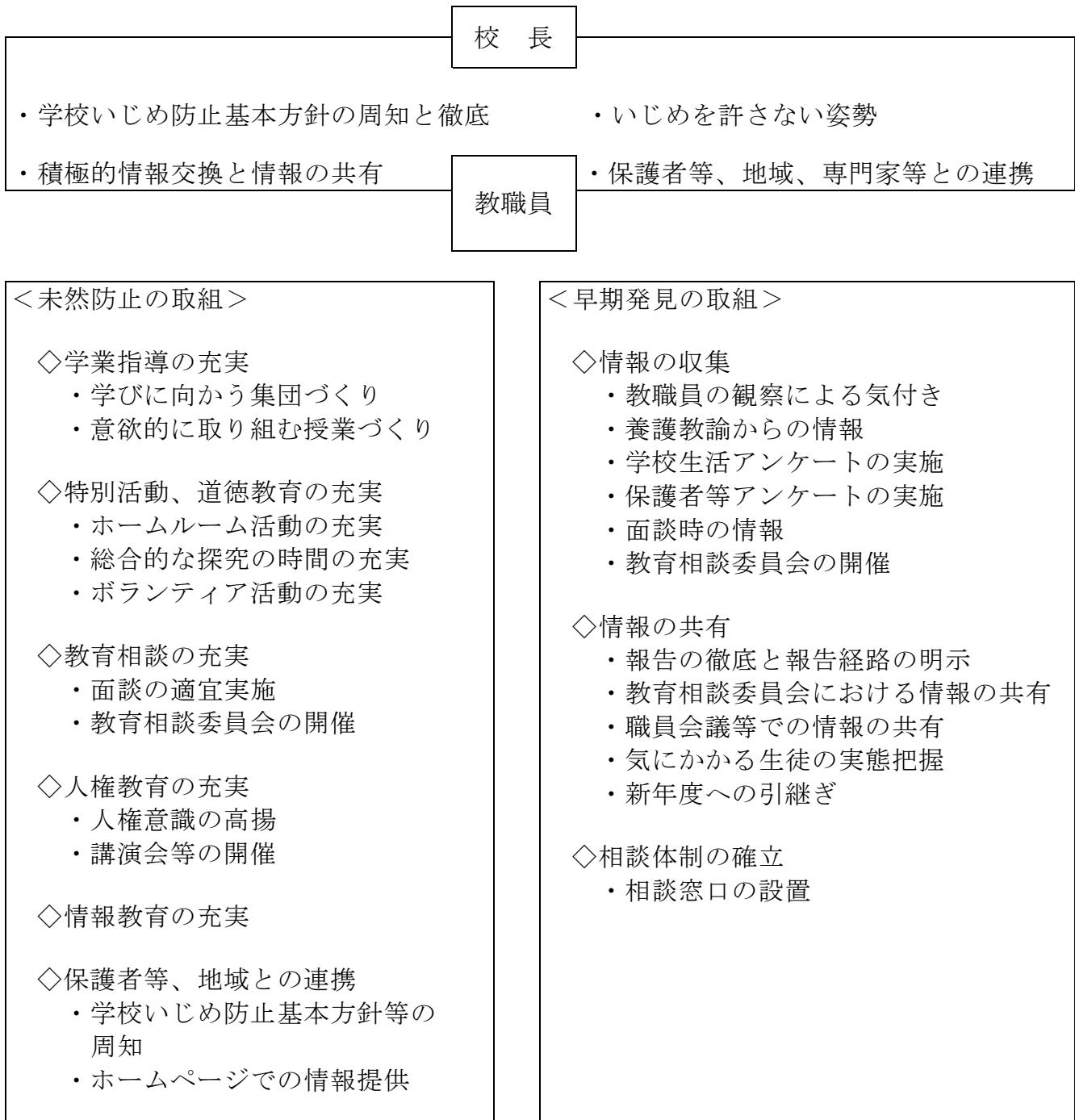
別紙1

いじめ防止対策委員会の組織と取組



別紙2

いじめの未然防止・早期発見の取組



別紙3 いじめの未然防止・早期発見のための職務別ポイント

(1) いじめの未然防止

《ホームルーム担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、**教職員間の共通理解を図る。**
- ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

《管 理 職》

- ・全校集会などで校長が、いじめの問題についても触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) いじめの早期発見

《ホームルーム担任等》

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や第三者面談、家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について教職員・生徒・保護者等に周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管 理 職》

- ・生徒及びその保護者等、教職員がいじめに関する報告・連絡・相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

別紙4

いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン

場面	サイン
登校時及び朝のホームルーム活動 注意事項 ・教室内の不穏な雰囲気を察知	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中 注意事項 ・教室内の不穏な雰囲気を察知	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。 個人がクラス内で浮いているように見える状況など。
休み時間等 注意事項 ・校内での生徒の不穏な雰囲気を察知	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れています。 一人で清掃している。 一人だけの単独行動が多く、誰も寄りつかないでいる。
放課後等 注意事項 ・校内での生徒の不穏な雰囲気を察知	慌てて下校する。用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 単独行動が多く、誰も寄りつかないでいる。

(2) 校内でのサイン

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(3) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者等に伝えておくことが大切である。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがあつたりする。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン

教室等において仲間同士で集まり、ひそひそと話をしている。
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
教員が近づくと、不自然に分散する。
自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙5 いじめへの対処 聴き取り調査

(1) 情報を集める

《ホームルーム担任等、養護教諭、情報を得た教員》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は速やかに関係生徒から聞き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、なるべく同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 子供への指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《ホームルーム担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分事として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、指導を加える。

(3) 保護者等と連携する

《ホームルーム担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、ホームルーム担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者等の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

別紙6

いじめ防止のための年間計画プログラム

月	実施内容等 (いつ・何を)	場面 (どこで)	対象 (誰に)	主管 (誰が)
4	・学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	教頭・分掌
	・いじめ防止に向けた呼びかけ	全校集会	生徒	生徒指導主事
	・ホームルーム開きと構成的グループエンカウンター（人間関係形成）	ホームルーム活動	生徒	1学年
	・学校いじめ防止基本方針の周知と意識啓発	PTA総会	保護者等	分掌
	・春の立ち番指導	登校時	生徒	分掌
	・生徒面談①	課外	生徒	各学年
	・ホームルーム活動年間計画の作成 (自己理解と他者理解)	ホームルーム活動	生徒	各学年
	・学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解	いじめ防止対策委員会	教職員等	分掌
5	・学校いじめ防止基本方針の公開	学校ホームページ	保護者等	分掌
	・第1回学校生活アンケート (いじめに関する知識等の習得)	課外	生徒	分掌・各学年
	・生徒の活動状況等に関する情報交換①	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
6	・教職員面談	職員面談	教職員	教頭・校長
	・生徒の活動状況等に関する情報交換②	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・学校いじめ防止基本方針の周知と意識啓発	学校評議員	学校評議員	分掌
7	・ホームルーム活動	ホームルーム活動	生徒	各学年
	・生徒の活動状況等に関する情報交換③	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・情報モラル教室	ホームルーム活動	生徒	1学年
8・9	・夏季休業中の諸注意（SNS等の利活用）	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
	・生徒面談②	課外	生徒	各学年
	・第2回学校生活アンケート	課外	生徒	分掌・各学年
10	・生徒の活動状況等に関する情報交換④	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・生徒の活動状況等に関する情報交換⑤	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・校内研修（いじめ防止）	研修	教職員	分掌
11	・ホームルーム活動	ホームルーム活動	生徒	各学年
	・生徒の活動状況等に関する情報交換⑥	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・第3回学校生活アンケート	課外	生徒	分掌・各学年
12・1	・生徒の活動状況等に関する情報交換⑦	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
	・冬季休業中の諸注意（SNS等の利活用）	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
	・生徒面談③	課外	生徒	各学年
	・教職員面談	職員面談	教職員	教頭
	・生徒の活動状況等に関する情報交換⑧	教育相談委員会	教職員	分掌・各学年
2	・第4回学校生活アンケート	課外	生徒	分掌・各学年
	・いじめ防止の取組状況の説明と意見聴取	職員会議	教職員	分掌
	・いじめ防止の取組状況の説明と意見聴取	学校評議員	教職員等	分掌
	・教職員面談	職員面談	教職員	校長
	・学校いじめ防止基本方針の見直し	いじめ防止対策委員会	教職員等	分掌
3	・生徒面談④	課外	生徒	各学年
	・年度末年度始め休業中の諸注意 (SNSの利活用)	学校行事等	生徒・保護者等	分掌
通年	・生徒の活動状況等に関する情報交換	分掌会議	教職員	分掌

別紙7 いじめ防止対策の学校評価における位置付け

1 学校評価への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。（青森県いじめ防止基本方針から引用）学校評価へ位置づけるとは、学校評価の最も基本となる自己評価への評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート（生徒・保護者等等対象）を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価することであり、学校の実情に応じさらに学校関係者評価及び第三者評価で評価することも考えられる。

2 学校評価

いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめ実態の把握・設置が適切に行われるよう早期発見・再発防止の取組について適正に評価する。学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価することに重点を置き、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や取組を行っていることなどについて評価する。

(1) 計画立案

- ① 学校いじめ防止基本方針プログラムの策定（4月 Plan）
- ② 校内指導体制の確立

(2) 中間評価と検証（前期末9月 Do Check）

- ① 前期における取組の評価と反省
- ② 後期に向けての重点事項の策定

(3) 年間評価と改善（2月 Check Action）

- ① 年度末評価
 - ア) 内部評価
 - ・学校評価の中で位置づけ、次に項目に関し自校の取組を評価する。
いじめの早期発見の取組に関すること。

※情報収集（面談・アンケート）、情報共有

いじめ再発を防止するための取組に関すること。

※生徒が抱える問題把握、立ち直り支援、保護者等・関係機関との連携

- ・学校いじめ防止プログラムの検証
 - イ) 外部評価
 - ・いじめ防止専門員による評価・指導、及び学校評議員会での取組の報告と意見聴取
 - ② 改善
 - ア) 学校基本方針及び、学校いじめ防止プログラムの見直し

3 いじめに関する評価項目について

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。
- ・相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。
- ・年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

(2) 早期発見・事案対処の手立て

- ① 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
- ② 個人面談や保護者等面談を実施している。
- ③ いじめ事案の対処が適切に行われている。

(3) 教員の資質向上 いじめに関する校内研修を複数回実施している。

別紙8

いじめの態様等は次のようにになります【詳細】

いじめの態様	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規等
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> ・あだ名、悪口を言われる。 ・こそこそ話をされる。 ・学校に来たら危害を加えると脅される。 	→ 脅迫
仲間はずれ、集団による無視	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや話合いに入れてもらえない。 ・故意に避けられたり、机を離されたりする。 	→ 名誉毀損等
軽くぶつかられたり、遊びふりをして叩かれたり、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・つねられる。 ・「プロレスごっこ」と称して、押さえつけられたり、技をかけられたりする。 	→ 暴行
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・顔を殴られ、あごの骨を折るケガを負わされる。	→ 傷害
金品をたかられる	<ul style="list-style-type: none"> ・現金等を巻き上げられる。 ・食べ物をおごれと強要される。 	→ 恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・上履きや筆箱等の所持品を盗まれる。 ・自転車を故意に壊される。 	<p>→ 窃盗</p> <p>→ 器物損壊</p>
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅され、万引きを強要される。 ・断れば危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。 	<p>→ 強要</p> <p>→ 強制わいせつ</p>
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のサイトに実名を挙げられて、「お金を盗んだ」「うざい」などの悪口を書かれる。 ・携帯電話で裸の写真を撮られ、インターネット上のサイトに掲載される。 	<p>→ 名誉毀損</p> <p>→ 侮辱</p> <p>→ 児童ポルノ提供等</p>

